

「夢創館」の指定管理者候補の選定について

1. 公の施設の概要	名 称 / 夢創館 所在地 / 恵庭市島松仲町1丁目2番20号	所 管 課			
	設置目的 / 文化活動、地域活性化及び市民交流に資する。	恵庭市教育委員会 教育部社会教育課 0123-33-3131 (内線1714)			
2. 申請概要					
管 理 条 件	申請期間	平成30年8月1日～平成30年9月7日			
	指定期間(予定)	平成31年4月1日～平成36年3月31日			
	業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●「夢創館」の利用の許可に関する業務 ●「夢創館」の利用に係る料金に関する業務 ●「夢創館」の施設等の運営及び維持管理に関する業務 ●指定管理者が施設の管理上必要とするもので教育委員会が認める業務 ●その他、募集要項・仕様書及びリスク分担表に定めるとおり 			
	利用料金制度	有			
	管理費用参考額(5年分)	32,076千円(消費税及び地方消費税を含む)			
選定基準等	夢創館指定管理者募集用要項のとおり				
3. 申請結果					
候補者数 / 1団体(特定非営利活動法人)					
4. 選定委員会					
名 称		恵庭市指定管理者候補選定委員会			
設置根拠		恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第15条及び同条例施行規則第11条			
委 員	区分	氏 名	所 属	備 考	
		委員長	横道 義孝	恵庭市総務部長	
		外部委員	遠藤起予子	特定社会保険労務士	学識経験者
		外部委員	新名 孝信	税理士	学識経験者
		外部委員	森田 祐一	弁護士	学識経験者
		内部委員	浅香 正人	恵庭市企画振興部長	
開催状況					
	区分	開催日時・場所	議 事	出席率	
	第1回	平成30年11月8日(木) 11:15～12:15 市役所2階 202会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審査項目の採点について ・指定管理者候補の選定について 	100%	
採点結果		89点(100点満点)			
審査の経過		<p>平成30年8月1日より募集を開始し、9月7日の締め切りまでに1団体から申請があり、所管課で申請者からの申込書に基づいて申請資格・要件等を審査した結果、応募団体については資格・要件を満たすことを確認した。その後、所管課では提出された事業計画・収支計画・提案価格等についてヒアリングを実施するとともに評価・採点を行い、指定管理者候補として選定し、指定管理者候補選定委員会へ「恵庭市指定管理者候補選定委員会検討依頼書」を提出した。</p> <p>平成30年11月8日開催の指定管理者候補選定委員会において、所管課選定の候補者及び評価・採点について各評価項目に従って詳細な説明を受けながら検討・審査を行った。所管課に対して別途詳細資料の提出を求め、その内容を確認した結果、指定管理者候補として選定することは適切であるとの結論に達した。</p>			
選定した指定管理者の候補者		特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部 理事長 鏡 貢			
選定理由		<p>特定非営利活動法人 島松夢創館倶楽部は、平成23年度より夢創館の受付業務を受託しており、施設の設置目的や設備、利用状況などを熟知している。また、事業の展開においても多様な文化事業を対象とした提案のほか、健康増進に配慮した事業も計画している。事業運営にあたっては地域との連携や住民との協働も期待でき効率・効果的な管理運営が可能と判断した。また、提案価格も基準管理費用を下回っており、同法人を指定管理者の候補者として選定することは適切であるとの結論に達した。</p>			
総 評		<p>申請団体は施設の設置目的を十分理解していると共に、一部業務を受託してきた経験から施設を熟知しており適切な管理運営を行うことが期待できる。</p> <p>当該団体の構成員は地域住民が主体であり、事業展開もスムーズに行われると思われ、また、様々な事業に取組むことにより、施設を有効に活用していくことを望む。</p>			